



札幌丘珠空港ビルPBB (Passenger Boarding Bridge : 旅客搭乗橋)

新設計画検討及び基本設計業務の入札について

令和2年8月21日
札幌丘珠空港ビル株式会社
代表取締役社長 吉岡 亨

下記のとおり一般競争入札を行います。

1 業務の概要及び入札に関する事項

1	業務の概要	業務件名	札幌丘珠空港ビルPBB新設計画検討及び基本設計業務
		業務内容	※別添「札幌丘珠空港ビルPBB新設計画検討及び基本設計業務仕様書」参照
		履行期間	契約日から令和3年2月26日(金)まで
2	入札額	税別で入札	(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (2) 前号の規定に基づき開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うものとする。この場合において、再度の入札は、2回まで行うことができる。 (3) 最低制限価格の設定あり。
3	入札参加資格	特定条件	(1) 恒常的な雇用関係にある一級建築士及び技術士(建設部門)を、本業務の管理技術者及び照査技術者として配置できること。 (当該資格者を証明すべく別紙「資格者一覧表」を提出すること。) (2) 空港保安区域・制限区域内に関係する業務内容であることから、過去20年間で国、地方自治体又は空港ビル会社(運営権者)が発注したPBBを有する空港旅客ターミナルビルの計画、設計に係る業務に関わった実績があること。(当該業務契約書の写し提出)
		一般条件	(1) 会社更生法による更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申し立てがなされている者(手続き開始決定後の者は除く。)等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。 (2) 暴力団関係組織又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係組織でないこと。
4	入札資格の申請及び審査	入札参加者の失格	次のいずれかに該当する場合は、当該入札参加者を失格とし、その者のした入札を無効とする。 (1) 応募書類に虚偽の記載又は不備があった場合 (2) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

5	本入札に対する質問		<p>(1) 原則として常時質問は受付しますが、最終質問は、令和2年9月7日(月)の17時までとし、WORDで作成の上、メールにて送信すること。 (メールアドレス:info@okadama-airport.co.jp)</p> <p>(2) 期日までに提出された質問は、随時回答しますが、最終回答は、令和2年9月9日(水)までに、当社ホームページまたは参加予定の全ての会社に直接回答を行います。</p>
6	入札参加資格用各種証明書の提出期限		<p>(1) 令和2年9月7日(月)12時まで当社必着とする。(送付又は持参により提出すること。)</p> <p>(2) 本事項の3「入札参加資格:特定条件」記載の関係書類を一括提出してください。 本関係書類を当社で審査し、入札参加資格を満たしている者のみ、入札の参加を認め、入札書等の当社所定の書類をメール送付または郵送します。</p>
7	入札書手続き等	入札書の提出期限	令和2年9月11日(金)12時00分(必着とする)
		入札書の提出方法	送付又は持参により提出すること。
		開札の日時及び場所	令和2年9月11日(金)14時00分 札幌丘珠空港ビル3階A会議室(札幌市東区丘珠町丘珠空港内)
8	落札者の決定方法		本契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けるものとする。予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をしたもののうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
9	契約締結に関する事項等		<p>(1) 当社からの「業務請負発注書」の通知日から起算して5日後までに、当社所定の「請書」を提出すること。 ※期限内に請書を提出しない場合は、落札を取り消します。</p> <p>(2) 契約保証金は免除します。</p>
10	その他		当社は、国土交通省から丘珠空港における空港ビル運営及び空港施設機能事業者として指定や承認を受けた会社であり、いかなる状況下でも、国土交通省の指示に従う義務があることから、本業務についても同様となります。

【本件に関するお問い合わせ先】

札幌市東区丘珠町丘珠空港内 札幌丘珠空港ビル3階

札幌丘珠空港ビル株式会社

TEL : 011-785-7871 (音声ガイダンス3番)

FAX : 011-785-7873

info@okadama-airport.co.jp

札幌丘珠空港ビル PBB 新設計画検討及び基本設計業務

仕様書

2020年8月

札幌丘珠空港ビル株式会社

1 業務件名

札幌丘珠空港ビルPBB新設計画検討及び基本設計業務

2 業務目的

- (1) 当空港のバリアフリー化による航空機利用者の利便性向上のため。(防風防雪対策含む)
- (2) 高齢者、障がい者等の移動等を円滑化し、道内航空ネットワークの拠点等の役割を有する当空港及びそのターミナルビルの機能拡充を図るため。

3 業務概要

本業務は、札幌丘珠空港ビルを利用する旅客の安全性、利便性、快適性の向上を図るべく、PBB (Passenger Boarding Bridge : 旅客搭乗橋) 1基を新設する計画を検討するものである。

また、PBBを1基新設するにあたり、丘珠空港のスポット (No.1又はNo.3スポット) のいずれか適正な場所を選択したうえで計画を検討し、基本設計を行うものとする。

4 業務内容

(1) 計画準備

本業務を行うにあたって目的、内容、業務の手順及び遂行に必要な事項を把握したうえで、業務実施計画書を作成し、委託者の承諾を受けなければならない。また、実施計画の大幅な変更等、重要事項に変更がある場合については、作業計画変更届を提出し、委託者の承諾を得なければならない。なお、業務実施計画書の提出にあたっては管理技術者が立会うこと。

(2) 現況施設の把握

計画対象エリアとなるエプロン、旅客ターミナルビルの現況 (施設状況、運用状況) を既往資料の収集と現地調査により把握する。

(3) 計画条件の検討整理

上記(2)をもとに、PBB(1基)新設の計画条件(制約条件、計画要件等)を検討整理する。なお、対象航空機材は以下のとおりとする。

ア	A T R 42-600/72-600	オ	スペースジェットM90/M100
イ	E R J 170/175/190	カ	B 737 系
ウ	D H C 8-Q400	キ	A 321/320
エ	C R J -700		

(4) 計画案の検討及び基本設計

上記(3)の計画条件をもとに、現在の運航機材であるA T R 42-600、E R J 170/175を対象としたPBB(1基)新設の計画案の検討及び基本設計を行う。

(5) 関係機関との協議

ア 現行法令との適合性に関する確認を行うとともに、国土交通省、航空会社、行政機関等と協議を行うこと。

- イ 制限区域内エプロンの改修の実施主体及び費用負担について国土交通省に確認する他、借地申請手続きに関する資料等を作成すること。
- ウ 航空会社にはGSE、旅客等の動線や運用について具体的なヒアリングを行うこと。
- エ 空港ビル入居テナント、国土交通省との協議に際して必要な資料等を作成し、協議に出席・対応すること。
- オ その他、必要が認められた場合は別途打合せを行うものとする。

(6) P B B設置スケジュールの作成

作成した計画案に基づき、P B B設置スケジュールを作成すること。

(7) 試算

- ア 作成した計画案及び基本設計に基づき、概算工事費を試算すること。
- イ また、P B Bの運用にあたりランニングコストの概算を試算すること。
- ウ 将来、本計画のP B Bを移設した場合のP B B取外し及び再設置費用並びに固定橋の再設置費用（単価可）を算出すること。

(8) P S F Cに係る基礎資料の収集整理

PSFC (Passenger Service Facility Charge : 旅客サービス施設使用料) に係る基礎資料を収集整理し、丘珠空港で適用した場合の積算資料を作成すること。

5 一般事項

- (1) 基本設計業務の執行は、本仕様書、公共建築設計業務委託共通仕様書及び設計業務等共通仕様書（北海道開発局）に準ずる。
- (2) 基本設計業務の内容及び成果図書の提出物は、告示 98 号による標準業務量及び追加業務量を対象とした建築基本設計（総合、構造、設備）とする。

6 業務体制等

- (1) 受託者は、本業務の内容等について十分理解し、その目的を達成するために最高の技術を発揮するとともに、委託者と密接に連絡が取れるよう、かつ、業務の円滑な進捗をはかるため、必要な人員及び体制を常に整えなければならない。
- (2) 受託者は、恒常的な雇用関係にある一級建築士及び技術士(建設部門)を、本業務の管理技術者及び照査技術者として配置しなければならない。
- (3) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (4) 受託者は、主要な内容の段階の区切り等に自主的に社内検査を行い、品質管理を行わなければならない。

7 提出書類

(1) 技術者等選定通知書及び経歴書

受託者は、契約後速やかに管理技術者及び照査技術者を選任し委託者に通知すること。また、保有する資格を証明する書類及び技術者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。様式は受託者において定めることができる。

8 成果品（提出図書）

業務完了時（履行期限を別途定めるものについてはその履行期限内）に提出すべき成果品等とその部数は下記のとおりとする。

受託者は、本業務に係る調査収集資料及び会議結果等について整理し、業務報告書として提出しなければならない。なお、成果品等の提出にあたっては、管理技術者が立会うこと。

受託者は、成果品について、一切の知的財産権（著作権法 61 条 2 項で定める著作権法 27 条、28 条の権利を含む）、中間成果物及び本成果について発生するすべての権利を、委託者に譲渡するものとする。また、中間成果物及び本成果について、著作者人格権を行使しないものとする。

(1) 業務報告書：A 4 版製本 2 部

(2) 必要とされる図面一式：製本 3 部、縮小図面一式（A 4 版-見開き A 3 製本 3 部）

(3) 上記(1)～(2)を収めた電子媒体(CD-R又はDVD-R)：必要枚数

9 履行期間

契約日から、令和 3 年（2021 年）2 月 26 日までとする。

10 その他一般事項

本業務の実施にあたっては、委託者との連携を密にし、総合的な調整の下、的確かつ迅速に作業を進めることとする。

なお、本業務の内容について疑義が生じた場合、あるいは本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者と協議の上、決定するものとする。

資格者一覧表

1 管理技術者の予定者（一級建築士の資格を有する者）

氏名	生年月日	1級建築士		備考
		登録番号	登録年月日	

2 照査技術者の予定者（技術士（建設部門）の資格を有する者）

氏名	生年月日	技術士（建設部門）		備考
		登録番号	登録年月日	

本資格者一覧表の者は、当社で雇用していることを証明する。

年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

印

※印は会社の代表印とする。